

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
アトラクション出演料補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、長崎市で開催されるコンベンションの主催者に対し、アトラクション出演料補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定め、もって長崎市におけるコンベンションの開催を促進することを目的とする。

(補助対象)

第2条 補助の対象は、コンベンションの主催者でそのコンベンションが、次の要件を満たすものであること。ただし、一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会(以下「協会」という。)会長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

- (1) 国または地方公共団体が主催するコンベンションでないもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 政治的または宗教的活動を目的としないもの

2 国及び地方公共団体からの補助金及び助成金等の金銭的支援を受けている場合であっても、助成することができるものとする。協会の他の支援を受けている場合も同様とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、コンベンション参加者が、長崎市内の宿泊施設に宿泊した延べ人数に応じ、次に掲げる額とする。

| 延べ宿泊人数 | 補助額 |
|-------------------|----------|
| 1,000人以上 2,000人未満 | 50,000円 |
| 2,000人以上 | 100,000円 |

2 対象となる経費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 出演者の謝礼金、交通費
- (2) アトラクション開催時の消耗品費、賃借料、運搬費用
- (3) その他、アトラクション開催にかかった経費

(補助の申込み)

第4条 補助を受けようとするコンベンション主催者は、次に掲げる書類をコンベンション開催の14日前までに会長に提出するものとする。ただし、会長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) アトラクション出演料補助金交付申請書(第1号様式)

- (2) 大会プログラム
- (3) その他会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第5条 会長は前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定するものとする。

(決定の通知)

第6条 会長は、補助金の交付を決定したときは、アトラクション出演料補助金交付決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 会長は、助成金を交付することが不適切と認められたときは、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の変更申請)

第7条 補助金の額が増額になる場合は、事業変更中止（廃止）承認申請書（第3号様式）を提出しなければならない。

(交付請求)

第8条 第6条の補助金の額の決定通知を受けた者は、コンベンションが終了した日から起算して30日経過した日または4月5日のいずれか早い日まで、次に掲げる書類を会長に提出し、補助金の交付請求をするものとする。

- (1) 事業実績報告書兼アトラクション出演料補助金交付請求書（第4号様式）
- (2) アトラクション披露の写真またはプログラム
- (3) アトラクション開催にかかった費用の領収書の写し
- (4) その他会長が必要と認める書類

(補助金の交付額確定及び交付通知)

第9条 会長は前条に規定する書類の提出を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当と認められたときは、アトラクション出演料補助金交付額確定通知書兼交付通知書（第5号様式）により申請者に通知し、口座振込の方法により補助金を交付するものとする。

(決定の取消)

第10条 会長は、コンベンション主催者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽り、その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付の決定の内容、又はこれに付した条件に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 会長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既にその補助金が交付されているときは、主催者に対し、期限を定めて返還させるものとする。

附 則

この要綱は平成18年1月4日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

アトラクション出演料補助金交付申請書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎 様

（申請者）

| | |
|----------|-----------|
| 所在地 | |
| 団体名称 | 印 |
| 代表者職氏名 | TEL () - |
| 取扱担当者職氏名 | TEL () - |

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会アトラクション出演料補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請いたします。

| | |
|------------------------|-----------------------------------|
| 大会名 | |
| 主催者名 | |
| 補助事業の交付申請金額 | 円 |
| 補助事業の完了予定年月日 （開催期間） | 平成 年 月 日 （平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日） |
| 添付書類 | 大会プログラム |

第2号様式（第6条関係）

アトラクション出演料補助金交付決定通知書

平成 年 月 日

様

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎

年 月 日付けで申請のあったアトラクション出演料補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

| | |
|--------|---|
| 大会名 | |
| 主催者名 | |
| 交付決定金額 | 円 |
| 交付条件 | <p>交付決定額は、宿泊予定人員により算出したものです。補助金は、補助事業が終了した後、宿泊人員の実績等により確定することとなります。</p> <p>補助対象コンベンションが終了した日から起算して30日までに、一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会アトラクション出演料補助金交付要綱第8条の各号に掲げる書類を提出してください。</p> |

第3号様式（第7条関係）

事業変更中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎 様

（申請者）

| | |
|----------|-----------|
| 所在地 | |
| 団体名称 | 印 |
| 代表者職氏名 | TEL () - |
| 取扱担当者職氏名 | TEL () - |

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会アトラクション出演料補助金交付要綱
第6条の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|----------------|-----------|
| 大会名 | |
| 主催者名 | |
| 補助金交付決定年月日 | 年 月 日 |
| 補助事業の変更の内容 | |
| 変更又は中止（廃止）の理由 | |
| 変更又は中止（廃止）の年月日 | 年 月 日（予定） |
| 添付書類 | |

第4号様式（第8条関係）

事業実績報告書兼アトラクション出演料補助金交付請求書

平成 年 月 日

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎 様

（申請者）

| | |
|----------|-----------|
| 所在地 | |
| 団体名称 | 印 |
| 代表者職氏名 | TEL () - |
| 取扱担当者職氏名 | TEL () - |

年 月 日付けで交付決定のあったアトラクション出演料補助金について、
下記のとおり実績を報告し、請求いたします。

| | | |
|--------|---|--------------|
| 請求金額 | | 円 |
| 大会名 | | |
| 主催者名 | | |
| 開催期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | |
| 開催場所 | | |
| 大会参加者数 | 人 | 延べ宿泊者数 人 |
| 振込先 | 金融機関名 | 銀行 支店 |
| | 口座種別 | 普通 ・ 当座 口座番号 |
| | フリガナ | |
| | 口座名義人 | |
| 添付書類 | アトラクション披露の写真またはプログラム アトラクション開催にかかった費用の領収書の写し | |

第5号様式（第9条関係）

アトラクション出演料補助金交付額確定通知書兼交付通知書

平成 年 月 日

様

一般社団法人長崎国際観光コンベンション協会
会長 村木 昭一郎

年 月 日付けで事業実績報告及び交付請求のありましたアトラクション出演料補助金については、下記のとおり交付額を確定し、請求に基づき交付しますので通知します。

| | |
|-----------|-------|
| 大会名 | |
| 主催者名 | |
| 補助交付決定年月日 | 年 月 日 |
| 交付決定金額 | 円 |
| 交付確定金額 | 円 |